

**議事日程（初日） 平成30年6月8日 午前9時開会**

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 行政報告について
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例等の一部改正について）
- 日程第 5 議案第30号 木曾岬町南部地区津波避難タワー建築工事契約について
- 日程第 6 議案第31号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 議案第32号 木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第33号 木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第34号 木曾岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第35号 木曾岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第36号 木曾岬町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第37号 木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンター電気設備工事委託協定の締結について
- 日程第13 報告第 1号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第14 報告第 2号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第15 報告第 3号 平成30年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに平成29年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について

**本日の会議に付した事件**

議事日程と同じ

**出席議員（8名）**

- |    |         |    |          |
|----|---------|----|----------|
| 1番 | 鎌田 鷹介 君 | 2番 | 伊藤 厚紀 君  |
| 3番 | 加藤 真人 君 | 5番 | 服部 英二夫 君 |
| 6番 | 三輪 一雅 君 | 7番 | 伊藤 律雄 君  |
| 8番 | 中川 和子 君 | 9番 | 伊藤 好博 君  |

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町長	加藤隆君	副町長	森清秀君
教育長	山北哲君	総務政策課長	伊藤啓二君
危機管理課長	小島裕紹君	会計管理者	服部孝龍君
産業課長	平松孝浩君	建設課長	浅野覚君
住民課長	山田克己君	福祉健康課長	松本大君
税務課長	藤井光利君	教育課長	伊藤正典君

事務局出席職員

事務局長 白木悟 議会事務局 伊藤麻美

=====

午前 9時 0分開会

○議長（伊藤好博君） それでは、皆さん、おはようございます。

本日、平成30年第2回木曾岬町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、諸般何かと御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。また、加藤町長を初め執行部の皆さんにおかれましても、御出席いただきありがとうございます。

今期定例会に執行部より提出されます議案は、専決処分、一般会計補正予算のほか、条例の一部改正や報告案件など、いずれも重要な案件が提出されており、その詳細については後ほど執行部より説明がなされると存じますが、議員の皆様方におかれましては、住民の負託に応えるべく、十分な御審議をしていただきますようお願い申し上げます。また、議会運営に、格段の御理解と御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立します。

それでは、ただいまより平成30年第2回木曾岬町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既にお手元に配付させていただいたとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伊藤好博君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長より指名します。

3番議席、加藤眞人議員、5番議席、服部英二夫議員の御両名を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（伊藤好博君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

去る6月1日、議会運営委員会が開かれ、今期定例会の議会運営などについて御審議を

いただいておりますので、議会運営委員長より委員会の審議経過報告をお願いいたします。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○議長（伊藤好博君） 6番議席、三輪議会運営委員長。

○6番（三輪一雅君） 皆様、おはようございます。

議会運営委員会の御報告をいたします。

去る6月1日午前9時より委員会を開催し、委員4名全員の出席をいただくとともに、地方自治法の規定に基づき、議長並びに副議長の出席を求め、執行部より町長及び担当課長の出席のもとに、平成30年第2回木曾岬町議会定例会における日程及び付議事件等についての協議をいたしましたので、その審議経過と結果を御報告いたします。

委員会では、まず、加藤町長より今期定例会に向けての挨拶と、提出される議案の大綱について説明を受け、次に、担当課長よりその議案の概要説明を受けて、審議に入りました。

説明を受けました議件名及びその内容は割愛させていただきますが、本定例会初日に提出されます議案は、専決処分承認案件1件、工事契約の議決1件、一般会計の補正予算案件1件、条例の一部改正案件5件、委託協定の締結1件、報告案件3件の合わせて12件であります。

これらの議案について、内容を審議した結果、いずれも重要な案件であることを本委員会は認識し、全てを今期定例会で審議する議案として承認いたしました。

次に、本定例会の会期日程についての審議では、審議議案の状況を鑑み、本会議で議案を審議するものとし、会期については、本日8日から15日までの8日間といたしました。

次に、本定例会の議事日程でございますが、本日の日程は、この後、加藤町長の行政報告を行っていただくこととしております。この行政報告が終わりました後に、議件名を省略させていただきますが、最初に承認第1号を上程していただき、町長の提案理由説明を求め、続いて、担当課長からの詳細な説明を行っていただいた後に、質疑、討論、採決を行っていただきます。次に、議案第30号を上程し、町長の提案理由説明を求め、続いて、担当課長から詳細な説明を行っていただき、質疑、討論、採決を行っていただきます。続いて、議案第31号から議案第37号の7議案を一括上程していただき、加藤町長に提案理由説明を求め、続いて、担当課長から詳細な説明を行っていただきます。その後、報告第1号から報告第3号までを一括上程していただき、町長より上程議案の提案理由説明を受け、担当課長より詳細な説明を行っていただきます。

以上をもって、平成30年第2回定例会の初日は散会とさせていただきます。

なお、本定例会での議案等の審議については、委員会付託を省略して本会議で審議すべきということになりました。

次に、定例会は6月13日午前9時より再開していただきます。最初に一般質問を行っていただきます。一般質問の通告は3名の方が通告されており、この一般質問の取り扱い

を審議しましたところ、それぞれ受け付け順に質問し、答弁をしていただくこととなりました。なお、発言は木曾岬町議会関係例規に基づいて行っていただきます。

この一般質問を終えた後、議案第31号から議案第37号までの7議案を一括上程していただき、それぞれの議案に対する質疑を個別に行っていただきます。続いて、報告第1号から報告第3号までを一括上程し、質疑を個別に行っていただきます。

以上をもって、13日の本会議は散会とさせていただきます。

次に、定例会最終日は6月15日午前9時より再開し、議案第31号から議案第37号までの7議案を一括上程しまして、討論を行っていただきます。なお、議案に対する討論は一括討論とさせていただきますが、議案採決については、それぞれ1議案ごとに行っていただきます。

以上の審議の終了をもって閉会宣言をしていただき、平成30年第2回定例会は閉会とさせていただきます。

なお、本委員会の協議中の御意見といたしまして、議案を常任委員会に付託するべきではないかといった旨の意見がございましたが、これに関しては、現在、議員間討議の協議中であることから、協議には取り上げませんでした。また、承認第1号及び議案第30号について、初日に採決を行うことは審議時間が短いのではないかといたした旨の御意見がございましたが、当初案のとおり、初日に採決することとなりましたことをつけ加えさせていただきます。

以上、議会運営委員会の審議結果報告といたします。

平成30年6月8日、議会運営委員会委員長、三輪一雅。

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。

議会運営委員の皆様、当日の審議、御苦労さまでした。

ここで皆さんにお諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日6月8日から6月15日までの8日間とする旨の御報告がございました。よって、今期定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日から6月15日までの8日間といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月15日までの8日間と決定しました。

### 日程第3 行政報告について

○議長（伊藤好博君） 次に、日程第3、行政報告を議題といたします。

加藤町長より行政報告をお願いいたします。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） どうも、皆さん、改めまして、おはようございます。

東海地方も例年より早い梅雨入りが宣言され、ことしもまた水災害が危惧される季節を迎えたところでございます。近年、御案内のように、局地的な豪雨災害が頻発をしております、災害への備えを改めて感じているところでございます。

本日は、平成30年第2回の町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さん方には全員御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。今期定例会に上程いただきます議案は、一般会計補正予算案などいずれの議案も重要な案件ばかりでございます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いをいたします。

それでは、早速でございますが、議長の許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

まず、去る5月20日に、待望の竣工を迎えた木曾川源緑地区河川防災ステーションと木曾岬町防災センターについて申し上げます。

完成式には地元選出の国会議員並びに元国土交通省技官で参議院議員の足立敏之先生や県議会議員を初め国、県の関係者の方々に御臨席を賜り、町議会の皆さんや地元関係者多数の皆さん方に御出席をいただき、盛大に開催をさせていただくことができました。

こうして待望の高台の防災拠点施設が完成できましたのも、これも一重に御出席をいただいた皆様方を初め、とりわけ格別の御協力をいただいた地権者の方々や地元関係者の皆様方のおかげであり、改めて深く感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

このたび完成いたしました木曾川源緑地区河川防災ステーションは、木曾三川下流部の高潮区間内では、桑名市にあります白鷄と城南に続く3カ所目の施設となるわけでございます、その施設面積は約1万7,000平方メートル、計画高は高潮時の海面上昇を想定して、TPプラス5メートルまで盛り土をされております。その盛り土量はおおむね8万立方メートルで、その事業費は町の防災センターと合わせて約19億4,000万円でございます。

他の河川防災ステーションと大きく異なる点は、盛り土による周辺地域への地盤沈下を防ぐため、周囲に支持層まで到達する遮断壁が施工されていることと、洪水時には直轄河川と緊急輸送路となる国道、ここでちょっと訂正をお願いしたいと思います。国道とが一体的になっていると訂正をお願いしたいと思います。ちょっと表現が誤解されるといけませんので、国道とが一体的になっている施設であるというふうをお願いをいたします。

あわせて、当町においては、洪水とともに高潮と津波対策が急務であることから、平成26年度に木曾岬町津波避難施設整備計画を策定いたしまして、河川防災ステーションに高台の避難施設を兼ねた木曾岬町防災センターを建設し、このたび同時に完成をいたしましたものでございます。

これらの施設は、洪水時には水防災や緊急復旧の活動拠点となる施設でございますが、平常時には各地区の集会やレクリエーションなどのコミュニティー活動や、防災に対する

知識、意識を高めていただく場として幅広く御利用いただき、子どもさんたちから高齢者の方々まで年代を問わず、町民の皆様方に親しんでいただける多目的な施設にしていきたいと考えております。

また、同時に開催をいたしました防災フェアには、液状化現象や高潮の仕組みを紹介するコーナーや、県警の防災ヘリコプターの着陸訓練などが行われ、大勢の家族連れの方々に御来場いただいて、大変盛況に終えることができました。

後日、早速、参議院の足立先生や地元国会議員の先生方を初め国土交通省へお礼の御挨拶と要望活動に行つてまいりましたが、中部地方整備局長や山田水管理・国土保全局長からも、完成式にあわせて開催した防災フェアに大勢の町民の皆さんが参加され、さまざまな体験をいただいたことは大きな成果の第一歩にふさわしいイベントであると評価をいただいたところでございます。

現在、当町では、南部地区津波避難タワーの建設を進めておりますが、これが完成いたしますと、木曾岬町は高台の避難施設が、ステーションとなっておりますが、防災センターと訂正をお願いいたします。防災センターを含め13施設となり、洪水はもちろんのことでございますが、高潮や津波災害に対する避難困難者ゼロが達成でき、町民の皆さん全員が万が一のときに高台へ避難できることとなります。

さらに、木曾岬町は昨年完成いたしました複合型庁舎に防災拠点機能が整備されており、このたびの河川防災ステーションと高台に防災センターが同時に完成したことによりまして、町民を守る安全安心の基盤が一段と充実をいたしました。

しかしながら、防災・減災対策には、ハード、ソフト両面にわたって対策が充実していなければ、真に安全安心な対策とは言えません。町といたしましては、平素から町民の皆さんの防災意識をさらに高めていただくように、防災の啓発や講演会、あるいは防災訓練や情報発信など、ソフト対策に努めてまいりたいと考えております。

折しもあす9日には、弥富市において木曾三川下流部の8市町村長が集まり、広域避難実現プロジェクトが開催をされます。このプロジェクトは、大規模水害時の犠牲者ゼロの実現に向けたディスカッションが行われるものでございますが、私は木曾三川の下流域における当町の広域避難のあり方について積極的に発言をしていきたいと考えておりますので、ぜひ皆さん方にも御参加をいただければと思っております。

次に、RDF焼却発電事業に関して報告をさせていただきます。

去る6月4日に三重県議会本会議が開会され、冒頭の提案説明において、鈴木三重県知事よりRDF焼却発電事業に対する発言がありました。RDF焼却発電事業については、御案内のように事業期間を2021年3月末までとしていますが、現在、三重県と関係市町で構成する三重県RDF運営協議会において、新ごみ処理施設の建設を進めている私ども桑名広域清掃事業組合がRDFの搬入終了を予定する来年9月を軸に、事業終了時期を前倒しする検討を進めているとの知事の発言がございました。

また、この事業は、三重県と関係市町が一体となって進めてきた事業であることから、三重県として一定の役割を果たすべきという観点から、RDF構成団体が事業終了を協議するに当たっては、新たなごみ処理体制に円滑に移行できるように、ポストRDFに向けて必要となる施設整備などに対する支援を検討していく旨の発言もございました。これを受けまして、桑名広域清掃事業組合では、この知事の発言が具現化するよう早々に意見書を提出する予定であり、今後、当町を含めた構成3市町において協議をしてみたいので、具体的な支援内容が明確になった時点では、改めて皆様方に報告をさせていただきます。

以上のことを申し上げまして、平成30年第2回定例会に当たっての行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長の行政報告が終わりました。

それでは、これより議事に入ります。

#### 日程第4 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例等の一部改正について）

○議長（伊藤好博君） 日程第4、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例等の一部改正について）を上程し、これを議題といたします。

ここで、加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程をいただきました承認第1号の提案理由説明を申し上げます。

日程第4、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについてでございますが、平成30年度の税制改革において、地方税法同施行令及び同施行規則の一部改正が平成30年3月31日に公布、同年4月1日に施行されました。これにあわせて木曾岬町税条例の一部改正を専決処分いたしましたので、御承認を求めるとでございます。

その内容は、法人住民税の申告納付につき、新たな税額控除制度が平成30年度税制改正で創設されたことや、法人住民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の計算に係る期間について、所要の法改正がありましたので、その関係条項を改正したものでございます。

また、附則では、いわゆるわがまち特例について、町が民間施設を指定避難施設として管理協定を結ぶことで税の優遇措置を受けられる規定について、所要の改正をしたものでございます。

何とぞ御審議をいただきますようよろしくお願いを申し上げ、なお、詳細につきましては、この後、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○税務課長（藤井光利君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 藤井税務課長。

○税務課長（藤井光利君） それでは、ただいま町長のほうから提案理由がありました承認第1号、専決処分の事項を求めることについて説明をさせていただきます。

それでは、議案書のほうをお開きいただきまして、新旧対照表のところで説明をさせていただきます。

じゃ、座って失礼いたします。

それでは、新旧対照表の1ページをごらんください。

それと、本日お配りをさせていただいております説明用資料ということで、お手元にそれも広げながら並行して説明をさせていただきますので、両方をごらんいただければと思っております。

それでは、新旧対照表の1ページ、第20条から説明をさせていただきます。

本件規定は、年当たりの割合の基礎となる日数に関する規定でございまして、今回の改正は、第48条、法人住民税の申告納付に係る納付が遅延した場合及び第52条、納期限の延長の場合の延滞金に関する規定が改正されたことから、日数計算の基礎となる日数を規定する本条項の表記を改めたものでございます。

続きまして、第24条、本規定は、個人住民税の非課税の範囲に関する規定でございまして、今回の改正は、字句の訂正によるものでございます。

続きまして、第31条、本規定は、均等割の税率に関する規定でございます。これにつきまして、資本金及び従業者数に応じた均等割の税率を定めた法人区分の表の表記を改めたものでございます。

続きまして、第36条の2、本規定は、町民税の申告に関する規定で、第34条の7の次に、第1条（第2項第2号）、ずっとこう行きます、（及び第2項までの字句について）を加えることについては、寄附金税額控除額について、上記規定を追記したものでございます。これについては、同条の第6項も同様でございます。

続きまして、新旧対照表の5ページに飛んでいただきまして、第47条の3、この規定は特別徴収義務に関する規定で、今回の改正は字句の訂正をしたものでございます。

続きまして、同ページ、第47条の5です。本規定は、年金所得に係る仮徴収特別徴収税額等に関する規定で、今回の改正は、字句の訂正と読みかえ規定の追加をしたものでございます。

続きまして、6ページに行きまして、第48条、本規定は、法人の町民税の申告に関する規定であり、外国子会社の控除対象所得税額に相当する額を控除するという法改正に伴うもので、第2項を第4項とし、第3項を第5項とし、その前に2つの項を追加する改正をしたものでございます。

続きまして、10ページに飛んでいただきまして、第52条、本規定は、法人の町民税



に係る納期の延長の場合の延滞金に関する規定でありまして、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する期間について規定したものでございます。第2項を第4項とし、その前後にそれぞれ2つの項を追加する改正をしたものでございます。

続きまして、13ページに飛んでいただきまして、第54条、本規定は、固定資産税の納税義務者等に関する規定でございまして、内容としましては、家屋の附帯設備に係る所有者に課する固定資産税の納税義務に関し、法施行規則の改正により、第10条の2の10が第10条の2の12になったものでございます。

続きまして、13ページの附則第3条の2、この規定につきましては、延滞金の割合等の特例に関する規定で、第48条、法人町民税の申告納付に係る納付が遅延した場合や、第52条、納期限の延長の場合の延滞金に関する規定が改正されたことから、延滞金の年率に係る特例基準割合に関する本規定で当該条項の表記を改めたものでございまして、残りの分は字句の訂正によるものでございます。

続きまして、14ページをごらんください。

附則第4条、この規定は、納期限の延長に係る延滞金の特例に関する規定で、第52条、納期限の延長の場合の延滞金に関する規定が改正されたことから、本規定の特例期間に関する当該条項の表記を改めたものでございます。

続きまして、16ページをごらんください。

附則第10条の2、本規定は、法附則第15条第2項第1号の町の条例で定める割合に関する規定で、固定資産税の課税標準の特例を定めたものでございます。まず、第3項に定める法附則第15条第2項第6号については、公共下水道を使用する者が設置した除外施設のうち、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準の特例について定めたものでございます。

続きまして、第6項に定める法附則第15条第29項第1号については、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に締結された津波防災地域づくりに関する法律の規定による管理協定に係る指定避難施設避難用部分の指定避難施設に対して課する固定資産税の課税標準の特例について定めたものでございます。

続きまして、第7項に定める法附則第15条第29項第2号については、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に締結された津波防災地域づくりに関する法律の規定による管理協定に係る協定避難用部分に対して課する固定資産税の課税標準の特例について定めたものでございます。

続きまして、第8項に定める法附則第15条第29項第3号については、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に締結された津波防災地域づくりに関する法律の規定による管理協定に係る建設が予定されている施設の協定避難用部分に対して課する固定資産税の課税標準の特例について定めたものでございます。

続きまして、第9項に定める法附則第15条第30項第1号については、指定避難施設

用償却資産に対して課する固定資産税の課税標準の特例について定めたものでございます。

続きまして、第10項に定める法附則第15条第30項第2号については、協定避難用償却資産に対して課する固定資産税の課税標準の特例について定めたものでございます。

続きまして、17ページに移っていただきまして、第13項に定める法附則第15条第32項第1号ハについては、電気事業者による再生可能エネルギー発電設備のうち特定水力発電設備で、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準の特例について定めたものでございます。

続きまして、第14項に定める法附則第15条第32項第1号ニについては、電気事業者による再生可能エネルギー発電設備のうち特例地熱発電設備で、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準の特例について定めたものでございます。

続きまして、第15項に定める法附則第15条第32項第1号ホについては、電気事業者による再生可能エネルギー発電設備のうち特定バイオマス発電設備で、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準の特例について定めたものでございます。

続きまして、第16項に定める法附則第15条第32項第2号イについては、電気事業者による再生可能エネルギー発電設備のうち特定太陽光発電設備（法附則第15条第32項第1号イに掲げるものを除く）もので、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準の特例について定めたものでございます。

続きまして、第17項に定める法附則第15条第32項2号ロについては、電気事業者による再生可能エネルギー発電設備のうち特定風力発電設備（法附則第15条第32項第1号ロに掲げるものを除く）で、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準の特例について定めたものでございます。

続きまして、第18項に定める法附則第15条第32項第3号イについては、電気事業者による再生可能エネルギー発電設備のうち特定水力発電設備（法附則第15条第32項第1号ハに掲げるものを除く）で、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準の特例について定めたものでございます。

続きまして、第19項に定める法附則第15条第32項第3号ロについては、電気事業者による再生可能エネルギー発電設備のうち特定地熱発電設備（第14項に掲げるものを除く）で、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準の特例について定めたものでございます。

最後に、第20項に定める法附則第15条第32項第3号ハについては、電気事業者に

よる再生可能エネルギー発電設備のうち特定バイオマス発電設備（第15項に掲げるものを除く）で、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準の特例について定めたものでございます。

続きまして、18ページをごらんください。

本規定は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとして者がすべき申告に関する規定で、固定資産税の課税標準の特例を定めたものでございます。

まず、第3項に定める法附則第15条の8第1項の家屋については、平成31年までの間に新築された都市再開発法に規定する施設建築物に対して課する固定資産税の課税標準の特例を受けようとする者がすべき申告について定めたものでございます。

次、第4項に定める法附則第15条の8第2項の貸し家住宅については、平成31年3月31日までの間に新築されたサービスつき高齢者向け住宅である貸し家住宅に対して課する固定資産税の課税標準の特例を受けようとする者がすべき申告について定めたものでございます。

続きまして、第5項に定める法附則第15条の8第3項の家屋については、平成31年3月31日までの間に新築された密集市街地における防災街区の整備に関する法律に規定する防災施設建築物に対して課する固定資産税の課税標準の特例を受けようとする者がすべき申告について定めたものでございます。

続きまして、19ページをごらんください。

第6項に定める法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅については、平成32年3月31日までの間に耐震改修が行われた耐震基準適合住宅に対して課する固定資産税の課税標準の特例を受けようとする者がすべき申告について定めたものでございます。

続きまして、第7項に定める法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅または高齢者等居住改修占有部分については、平成32年3月31日までの間に居住安全改修工事が行われた高齢者等居住改修住宅または高齢者等居住改修占有部分について課する固定資産税の課税標準の特例を受けようとする者がすべき申告について定めたものでございます。

続きまして、20ページをごらんください。

第8項に定める法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅または熱損失防止改修占有部分については、平成32年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われた熱損失防止改修住宅または熱損失防止改修占有部分に対して課する固定資産税の課税標準の特例を受けようとする者がすべき申告について定めたものでございます。

続きまして、第9項に定める法附則15条の9の2第1項の特定耐震基準適合住宅については、平成32年3月31日までの間に耐震改修が行われた特定耐震基準適合住宅に対して課する固定資産税の課税標準の特例を受けようとする者がすべき申告について定めたものでございます。

続きまして、第10項に定める法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修住宅または特定熱損失防止改修住宅占有部分については、平成32年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われた特定熱損失防止改修住宅または特定熱損失防止改修住宅占有部分に対して課する固定資産税の課税標準の特例を受けようとする者がすべき申告について定めたものでございます。

続きまして、21ページをごらんください。

第11項に定める法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋については、平成32年3月31日までの間に耐震改修が行われた耐震基準適合家屋に対して課する固定資産税の課税標準の特例を受けようとする者がすべき申告について定めたものでございます。

続きまして、22ページをごらんください。

第12項に定める法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設については、平成32年3月31日までの間に利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税の課税標準の特例を受けようとする者がすべき申告について定めたものでございます。

続きまして、23ページをごらんください。

附則第11条、本規定は、土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度の固定資産税の特例に関する用語の意義に関する規定でございまして、特例期間の改正にかかわるもので、第1項第6号に定める前年分の固定資産税の課税標準額は、法附則第18条第6項の宅地等に対して課する固定資産税の特例で規定したものでございます。

続きまして、23ページで、法附則11条の2、本規定は、平成31年度または平成32年度における土地の価格の特例に関する規定で、特例期間の改正にかかわるもので、地価の下落により評価額に影響を受ける土地に対して課する固定資産税の課税標準につき定めたことを規定したものでございます。

続きまして、24ページをごらんください。

附則第12条です。本規定は、宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度の固定資産税の特例に関する規定でございまして、特例期間の改正にかかわるもので、宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準に係る負担調整措置としての宅地等調整固定資産税額を定めたことを規定したものでございます。

続きまして、27ページをごらんください。

附則第13条でございます。本規定は、農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する規定でございまして、特例期間の改正にかかわるもので、農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準に係る負担調整措置としての農地調整固定資産税額を定めたことを規定したものでございます。

続きまして、附則第15条の2、本規定は、特別土地保有税の課税の特例に関する規定で、特例期間の改正にかかわるもので、宅地等に対して課する特別土地保有税について、

固定資産税の課税標準に係る負担調整措置としての宅地等調整固定資産税額を準用することなどを定めたことを規定したものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤好博君） 事務局による議案の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

承認第1号について、御質疑があります方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川君。

○8番（中川和子君） 本日詳細な説明資料をいただいたわけですが、これだけの詳細説明を短時間でお聞きするだけでも大変なことです。今後はこういう説明資料は早目にいただきたいと思います。

お願いをするのが1点と、上程議案のことについてちょっとお伺いをしたいんですが、今回、上程議案は木曾岬町税条例等の一部改正という案件になっておりますが、専決処分書のほうでは、木曾岬町税条例等の一部を改正することについての下段に木曾岬町税条例の一部を改正する条例とありまして、この木曾岬町税条例等の一部を改正することについてというのは、正式な上程議案名として正しいのかどうかをお伺いしたいと思います。

○税務課長（藤井光利君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 藤井税務課長。

○税務課長（藤井光利君） ただいまの御質問についてお答えをしたいと思います。

議案名の木曾岬町税条例等の「等」がついた経緯について説明をさせていただきます。

本件、条例改正については、このたびの地方税法等の法令等の一部の改正に伴い、平成30年4月1日付総務大臣通知、地方税法の施行に関する取扱いについてによるものでございまして、改正の内容は、木曾岬町税条例の一部改正と木曾岬町税条例の一部を改正する条例の一部改正の2つの条例を改正するものでございます。

当初は施行期日を附則で規定し、昨年同様に、木曾岬町税条例等の一部改正として1つの議案による専決処分を考えておりましたが、さらに内容を精査したところ、平成30年4月1日施行のものを専決処分とし、それ以後の施行については通常の議案として2つに分け議会に上程することが適当であるというふうに、精査の結果、判断いたしました。

このことから、専決処分を行いましたのは木曾岬町税条例の一部改正の内容、4月1日施行のところを改正しましたので、本来であれば、専決処分の議案名は木曾岬町税条例の一部改正についてとするところではございましたが、先ほども申し上げましたように、木曾岬町税条例等というふうに記載をしてしまったというものでございまして、以後、そのようなことがないように気をつけていきたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。なお、改正条例案の内容については誤りはないというふうに考えておりますので、申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川君。

○8番（中川和子君） 今の説明ですと、上げられたものは誤りだったという解釈でよろしいんですか。今後このようなことがないように気をつけますって、専決処分と議案第32号を分けられたのはわかるんですが、だったら別に「等」は要らなくて、そのまま税条例の一部改正で両方ともよかったんじゃないですか。今は間違いを認められたということは、もともと上程された議案名が間違っていることを認められたんですよね。

○税務課長（藤井光利君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 税務課長。

○税務課長（藤井光利君） 先ほども説明をさせていただきましたとおり、今、議員言われたとおり、当初1つの議案、専決処分の議案の中で施行日を分けるという形、昨年度もそのようにさせていただいていましたが、そのときに「等」をつけておった、それが2つの議案に分ける、要は専決部分とそれ以後の施行日を分けるということの過程の中で「等」を残してしまったということで、正式には、先ほど申し上げましたとおり、木曾岬町税条例の一部改正という専決処分と、それから、もう一個の議案については「等」をつけた議案ということで上げるのが本来でした。申しわけございませんでした。

以上です。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川君。

○8番（中川和子君） こんな口頭での訂正でよろしいんでしょうか。

○議長（伊藤好博君） 税務課長にお聞きいたします。

この議案名は間違いですか、訂正されるんですか、どちらですか。間違いなら訂正が必要だと思いますが、御答弁願います。

○税務課長（藤井光利君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 税務課長。

○税務課長（藤井光利君） タイトルというか議案名については、先ほど申し上げましたとおり、本来は「等」を抜くべきであったというふうに考えておりますが、内容につきましては誤りはないというふうに判断しておりますので、このまま御承認いただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤好博君） 税務課長にお聞きいたします。

承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについての議題に対しての誤りはないという答弁でよろしいですか。

○税務課長（藤井光利君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 課長。

○税務課長（藤井光利君） 議案の内容については誤りがないというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君、よろしいでしょうか。

○8番（中川和子君） まだいいんですか。議長、3回やったけど。

○議長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

○8番（中川和子君） よろしいですか。

○議長（伊藤好博君） あなたの意見を聞くんじゃないですよ。よろしいですかと聞いている。

○8番（中川和子君） よろしくないの、はいつて挙げているんですけど。いいですか。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 今の説明ですと、内容は間違っていないけど、表書きが間違っているという。だから、内容云々の審議の前にやっぱり、きちんとした条例議案でないと審議以前の問題だと思うんですが。

○議長（伊藤好博君） 私はそれを聞いてはおりませんが、よろしいでしょうかと、あなたの意見を聞いて当てたんじゃありませんよ、よろしいでしょうかとお聞きしたんですが。質疑は3回で終わっておりますので。

理解を得たとして、次へ……。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○議長（伊藤好博君） 6番議席、三輪一雅君。

○6番（三輪一雅君） 議案名が問題があるということであれば、速やかに差しかえをするべきではないかというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（伊藤好博君） 済みません、もう一度お願いします、発言のほう。

○6番（三輪一雅君） 議案名に問題があるということであれば、速やかに議案書の差しかえをする必要があるというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（伊藤好博君） ここで暫時休憩といたします。自席でお待ちください。

午前 9時54分休憩

午前 9時56分再開

○議長（伊藤好博君） 休憩を解き、本会議に戻します。

ただいま休憩中にも御説明がありましたに戻しましたので、税務課長より説明を求めます。

○税務課長（藤井光利君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 藤井税務課長。

○税務課長（藤井光利君） 議案につけさせていただいております専決処分書にも木曾岬町税条例等の一部改正をすることについてということで、既に4月1日に専決処分をしておりますので、できればこの議案名で御承認いただければありがたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（伊藤好博君） 6番議席、三輪一雅君、よろしいでしょうか。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○議長（伊藤好博君） 6番議席、三輪一雅君。

○6番（三輪一雅君） 十分注意させていただいて、今後こういう間違いがないようにしていただきたいというふうに思いますが。

以上でございます。

○5番（服部英二夫君） 議長、5番。

○議長（伊藤好博君） 5番議席、服部英二夫君。

○5番（服部英二夫君） 13ページの一番下段のところに、第3条の2、附則のところですけど、当分の間という文言が使っているんですけど、この意味はどういう意味ですか。

○議長（伊藤好博君） 13ページの……。

○5番（服部英二夫君） 28の13。

○議長（伊藤好博君） もう一度お願いします。済みません。

○5番（服部英二夫君） 28の13というページで一番下段のところに、延滞金割合等の特別ということで、第3条の2で当分の間という文言が使っているんですけど、この文言はどういうふうに理解したらよろしいでしょうか。

○税務課長（藤井光利君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 藤井税務課長。

○税務課長（藤井光利君） ただいま御質問いただきました附則第3条の2、当分の間、これは第1項も、それから、次の14ページの第2項も当分の間と書いてありますが、これについては、現在の改正規定の中で条例を改正しております、しばらくの間ここに細かい数字、年14.6%であるとかということで、これは延滞金の年率のことが書いてある規定でありまして、それが当分の間はこのパーセントで、次の改正があるまでの間はこの規定でいきますということで書いてあるものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

ほかに御質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います、これに御異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認め、よって、質疑を終結します。

続いて、討論に入りますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありますか。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川君。

反対討論ですか。

○8番（中川和子君） 反対討論です。

昨年も同じようなことがありました。間違いに気がついても訂正がされない、また、訂正も口頭でされる。軽微な間違いだという当局の認識ですが、当町には、税条例はあっても税条例等はありません。審議以前の問題であると考え、不承認といたします。

○議長（伊藤好博君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 他に討論はないようですので、討論を終結しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認め、これにて討論を終結します。

これより上程されております議案の採決に入ります。

日程第4、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例等の一部改正について）は、原案のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。賛成多数です。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 議案第30号 木曾岬町南部地区津波避難タワー建築工事契約について

○議長（伊藤好博君） 続いて、日程第5、議案第30号、木曾岬町南部地区津波避難タワー建築工事契約についてを上程し、これを議題といたします。

ここで、加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程をいただきました日程第5、議案第30号、木曾岬町南部地区津波避難タワー建築工事契約についての提案理由説明を申し上げます。

本工事は、木曾岬町津波避難施設整備計画に基づきまして、源緑輪中地区の避難困難者

の避難場所を確保するために整備するものでございまして、発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の緊急時には100名を収容する一時避難所となるものでございます。

去る5月23日に一般競争入札に付したことから、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定によりまして、議会の議決を求めますのでございます。

なお、細部につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 続いて、事務局当局の詳細説明を求めます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 小島危機管理課長。

○危機管理課長（小島裕紹君） それでは、日程第5、議案第30号、木曾岬町南部地区津波避難タワー建築工事契約についてを御説明させていただきます。

まず、議案書でございます。

平成30年5月23日、木曾岬町契約事務規則第5条の規定に基づき、一般競争入札に付した平成30年度木曾岬町南部地区津波避難タワー建築工事につきまして、下記のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

最下段の提案理由でございますが、当該工事の契約につきましては、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定によりまして、議会の議決を経る必要がございます。このことから、この議案を提出するというものでございます。

中段ほどに戻っていただきまして、1つ目の契約の目的についてでございます。

平成30年度木曾岬町南部地区津波避難タワー建築工事、本工事では、南海トラフ地震等により発生する津波、それらから住民の生命、財産、身体の安全を守る、こういったことを目的に、源緑地区に収容人数100人の一時避難施設を建築するというものでございます。

2つ目、契約の方法につきましては、一般競争入札によるものでございます。

次に、3番、契約金額でございますが8,532万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額につきましては632万円でございます。

契約の相手方でございますが、愛知県あま市下萱津替地1104番地、株式会社河村産業所、代表取締役河村昭利でございます。

なお、参考までに、裏面には議会の議決を要するまでの間、仮契約を締結いたしておりますので、その写しを添付させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上、簡単でございますが、議案の内容説明とさせていただきます。よろしくお願

たします。

○議長（伊藤好博君） 事務局による議案の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第30号について、御質疑があります方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川君。

○8番（中川和子君） 先ほど町長の行政報告の中で、現在当町では南部地区津波避難タワーの建設を進めておると言われましたが、タワーの建築工事締結前の建設は何を進めておられるのでしょうか。

○議長（伊藤好博君） それは契約に対する質問ですか。中川和子君、今の議題……。

○8番（中川和子君） 契約前に建設を進めておりという話が出たので、契約前に何の建設を進めておられるのかなという。

○議長（伊藤好博君） 契約前については関係ございませんが。議題に上げた御質疑にしてください。

○8番（中川和子君） 議題と関係あるんじゃないですか。

○議長（伊藤好博君） ほかに御質疑ございませんか。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 今、建築工事の契約について審議をするところで、その前に、行政報告の中で津波避難タワーの建設を進めておるということがあったので、工事の契約の前にどういう建設を進めておられるのかということをお聞きしたのが、そんなに議題と外れていますか。これは2回目のあれには入れないでくださいね、同じことを言ったので。

○議長（伊藤好博君） 2回目に入ります。

町長、答弁願います。

○危機管理課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 小島危機管理課長。

○危機管理課長（小島裕紹君） 今回、仮契約を結ぶ前でも設計から審査から、そういった業務は随時進めておっての仮契約締結に至ったということですので、そういったことも含めて進めておるといふような解釈でお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤好博君） よろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 今回の契約金額ですが、3月予算のときの金額と今回の予定価格の差、その差はなぜかということと、今回も北部のときと同じように事後審査型一般競

争入札ですが、仮契約を結ぶ前に資格審査が進んだということで解釈してよろしいですか。

○危機管理課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 小島危機管理課長。

○危機管理課長（小島裕紹君） 予定価格と予算額に関しましては、精査をした結果というふうに解釈いただきたいと思います。

また、資格審査に関しましては、議員お見込みのとおり、資格審査をした上での仮契約ということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤好博君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結します。

続いて、討論に入りますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 討論がないようですので、討論を終結しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認め、これにて討論を終結します。

これより上程されております議案の採決に入ります。

日程第5、議案第30号、木曾岬町南部地区津波避難タワー建築工事契約については、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩といたしたいと思います。次期開会は25分開会といたします。10時25分まで休憩といたします。

午前10時13分休憩

午前10時25分再開

○議長（伊藤好博君） 休憩を解き、本会議に戻します。

日程第 6 議案第31号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）について

- 日程第 7 議案第 3 2 号 木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3 3 号 木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3 4 号 木曾岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 3 5 号 木曾岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 3 6 号 木曾岬町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 3 7 号 木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンター電気設備工事委託協定の締結について

○議長（伊藤好博君） 次は、日程第 6、議案第 3 1 号、平成 3 0 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 1 号）についてから日程第 1 2、議案第 3 7 号、木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンター電気設備工事委託協定の締結についての 7 議案を一括上程し、これを議題といたします。

会議議件名を議会事務局長に朗読いただきます。

〔職員朗読〕

○議長（伊藤好博君） ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程第 6、議案第 3 1 号から日程第 1 2、議案第 3 7 号の 7 議案につきまして、その提案理由を説明させていただきます。

日程第 6、議案第 3 1 号、平成 3 0 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、このたびの補正予算は、既決予算額に歳入歳出それぞれ 6, 0 0 0 万円を追加し、予算総額を 2 9 億円とするものでございます。

その補正の主な概要を科目ごとに申し上げます。

総務費では、ふるさと応援寄附金の納付額がふえていることから返礼品等の関連経費を追加するとともに、福祉教育センターの外づけ階段などの設置工事費や庁舎周辺の植樹帯等の管理費を計上するものでございます。

また、農林水産業費では、農業振興地域整備計画策定に伴い作業の期間変更による減額及び多面的機能支払交付金事業の確定に伴う関連予算を計上するものでございます。

次に、道路橋梁費では、道路事業において、社会資本整備交付金の内示額に合わせ既決予算を増額するものでございます。

消防費では、条例改正に伴い消防団員の年額報酬及び出動報酬を見直しましたので、そ

の所要額を増額するものでございます。

次に、この補正予算の歳入財源でございますが、町税におきまして固定資産税の本年度徴収見込み額が確定いたしましたので、増額を行うものでございます。また、国庫補助金におきましては、道路関連事業における社会資本整備交付金の決定により増額の補正を行うものとともに、県支出金におきましても、多面的機能支払交付金の本年度交付額が決定いたしましたので、補正させていただくものでございます。

次に、寄附金では、ふるさと応援寄附金において本年度の徴収実績などを勘案し、本年度受け入れ見込み額を増額するものでございます。

以上が主な歳入補正予算の内容でございます。

次に、日程第7、議案第32号、木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、平成30年度の税制改正において、地方税法、同施行令及び同施行規則の一部改正が平成30年3月31日に公布、同年の4月1日に施行されました。これにあわせ、木曾岬町税条例について所要の改正を行うものでございます。

その内容は、地方税法で製造たばこの区分に関する規定のうち、新たに加熱式たばこの区分が創設されたことや、たばこ税の税率を1本当たり3円の増税を図ることなどの改正を行うものでございます。

また、条例附則では、わがまち特例について、中小企業者等が町の策定した計画に従って取得した機械装置などについて固定資産税の減額規定を定めておりますので、これにあわせ関係条項の改正を行うものでございます。

次に、日程第8、議案第33号、木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、介護保険法施行令の一部を改正する政令が平成30年4月1日から施行され、所得指標の見直しの改正がされたこと及び介護保険法施行令等の一部を改正する政令が平成30年8月1日から施行され、本条例が引用する条項の改正がされることから、これに準じた改正を行うものでございます。

次に、日程第9、議案第34号、木曾岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の平成30年4月1日施行に伴う関係省令が改正され、認知症に関する施策の総合的な推進等の改正がされたことから、関係する町条例を改正する必要があり、現行条例の改正をするものでございます。

次に、日程第10、議案第35号、木曾岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成30年4月1日から施行され、放課後児童支援員の資格要件の拡大等の改正がされたことから、これに準じた改正を行うものでございます。

次に、日程第11、議案第36号、木曾岬町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、消防団の活動内容につきまして、近隣市町の状況及び内容を参考に見直しを図ることとし、これに伴い消防団に対して支給する報酬額を変更しようとするために、木曾岬町消防団に関する条例の一部を改正するものでございます。

その改正の概要でございますが、団長、副団長を含む全ての団員に対する年額報酬及び出勤1回当たりの報酬について、それぞれ引き上げを行おうとするものでございます。

次に、日程第12、議案第37号、木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンター電気設備工事委託協定の締結についてでございますが、この議案は、本電気設備工事を日本下水道事業団に委託するため、同事業団との協定を締結しようとするものであり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上、上程を賜りました7議案の提案理由の説明とさせていただきます。なお、細部につきましてはそれぞれ所管課長が説明させていただきますので、何とぞ十分な御審議を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

6ページをお開きいただきたいと思います。

最下段の固定資産税の減額規定を定めておりますのでということですが、私がそこを増額規定と申し上げたようでございますので、固定資産税の減額規定を定めておりますのでと訂正をお願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 伊藤総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） それでは、補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第31号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

第1条第1項でございますが、既決予算に歳入歳出それぞれ6,000万円を追加し、予算の総額を29億円とするものでございます。

第2項は、補正の区分及び区分ごとの金額は第1表の歳入歳出予算補正に規定することを言うものでございます。

第2条でございますが、地方自治法第214条の規定による債務負担行為に追加が生じましたので、第2表、債務負担行為補正に追加するものでございます。

続いて、2ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算補正でございます。

このたびの補正予算の歳入は、1款の町税から19款の諸収入までの5款5項において

補正を行い、3ページの歳出では、2款の総務費から11款の予備費までの5つの款と6つの項において所要の補正を行いますもので、歳入歳出それぞれいずれも6,000万円の追加補正をお願いし、補正後の予算総額を29億円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。

このたび農業振興地域の整備計画図の定期変更業務の期間を平成31年度までの2カ年にわたり208万4,000円を限度に執行することを担保することについて追加するものでございます。

次に、補正予算に関する説明書によりまして予算の詳細説明を行いますので、よろしくをお願いいたします。

6ページの歳入予算の事項別明細の総括を割愛させていただきまして、7ページ、8ページより、それぞれ所管課長から説明をさせていただきます。

**○税務課長（藤井光利君）** それでは、7ページをごらんください。

第1款町税、第2項固定資産税、1目固定資産税につきましては、現年度課税分といたしまして3,120万円を増額するものでございます。その内訳については、説明欄の記載のとおりでございますが、その詳細な説明を若干いたします。

まず、固定資産税につきましては、5月の賦課決定といったところの内容について精査をいたしまして検証いたしました結果、土地につきましては50万円の増額補正、これにつきましては内容を説明させていただきますが、土地の農地転用にかかわるところで、畑課税平米94円が雑種地課税3,509円に2,100平米になったことによるものも一因しているということで、転用の目的はメガソーラーのパネルの設置ということでございます。

続きまして、家屋810万円の増額補正につきましては、家屋につきましては土地同様、平成30年度は評価がえの年度に該当いたしまして、それで評価を見直したところにもありますが、主な要因のところを検証いたしましたところ、平成27年から3年間、新築の減免措置がされていたものがある、それは平成26年に建築がされたもの、その部分が平成29年度で減額措置が終わりましたので、平成30年度の増額のところにつながったものというふうに考えております。

続きまして、償却資産2,260万円の増額ですが、償却資産につきましては、1月末までの償却資産の申告に基づいて、その資料をもとに課税をするものでございますが、2,260万円の中で主なものを検証いたしましたところ、木曾岬メガソーラーの償却資産については設置から3年間、平成26年に設置がされたので、平成27から平成29年度まで3年間、課税標準額の3分の1を減額するというふうな減額措置がとられていたものが平成30年にはその減額措置がなくなりましたので、それが主な要因であるというふうに考えておりますので、このような補正予算に至ったというものでございます。



以上です。

○建設課長（浅野 覚君） 続きまして、13款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金では、3,696万8,000円の現予算に対しまして、1,034万2,000円を増額しまして、4,731万円とするものでございます。道路事業の社会資本整備総合交付金の額の確定による補正でございます。

道路事業の交付金でございますが、目的別にメニューがございまして、個々に配分内示がございまして。特に鍋田川線につきましては防災安全対策ということで、いわゆる適正な道路の維持管理に対するメニューがございまして、当初予算に対しまして内示額が275万円少なかったということでこの分を減額、また、雁ヶ地・福崎線につきましては、道路ネットワークの整備ということで、まさに新たな道路ネットワークをつくるための新設、あるいは改良のメニューということで、このたび当初予算に対しまして1,309万2,000円の多い内示額がございましたので、これに合わせる補正を行うというものでございます。

以上です。

○産業課長（平松孝浩君） 14款県支出金、2項県補助金、3目農林水産業費県補助金、875万4,000円を増額し、3,546万円とするものでございます。多面的機能支払事業交付金の交付額確定による増額で、交付額は国2分の1、県4分の1でございます。

以上です。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 16款の寄附金、1項1目一般寄附金、このたび1,000万円を追加いたしまして、1,500万1,000円とするものでございます。

1節の一般寄附金、ふるさと応援寄附金の本年度の実績が伸びておりますこと及び昨年度の納付状況から本年度の納付額を追加するものでございます。

19款の諸収入、4項5目の雑入でございますが、このたび29万6,000円を減額するものでございます。コピー代等の雑収入の減額でございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。

11ページ、12ページをお願いします。

2款総務費、1項1目一般管理費におきましては、このたび601万2,000円を追加いたしまして、1億8,477万4,000円とするものでございます。8節の報償費から13節の委託料におきましては、先ほど申したとおり、ふるさと応援寄附金の納付見込み額を増額したことによる補正がございまして、報償費では、納税の返礼品等の増額見込み分380万円、役務費では、その送料と納付証明書1,500件分の64万円の追加、また、委託料におきましては、納税事務の委託料の見込み額の相当分の129万6,000円をそれぞれ追加するものでございます。

19節の負担金、補助金、このたび西白鷺川地区より集会所の壁面塗装工事に係る集会所設置修繕補助金申請の提出がございましたので、その補助額といたしまして、27万6,

000円を追加するものでございます。

5目の財産管理費、このたび1,741万7,000円を追加いたしまして、8,729万8,000円とするものでございます。

13節の委託料、庁舎の外構部に植栽をされましたツツジなどの刈り込み、消毒、灌水、低木管理費といたしまして76万7,000円を追加するものでございます。

また、工事請負費につきましては、福祉センターの屋外外づけ階段の設置並びに昨年の台風で破損をいたしました公共用残土などのストックヤード、通称タイケン山と言われておりますが、この周囲のトタン塀の修繕費など665万円を追加するものでございます。

また、25節の積立金におきましては、ふるさと応援寄附金の本年度の納付見込み額の増額分1,000万円を積み立てを行うものでございます。

以上でございます。

**○産業課長（平松孝浩君）** 5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、208万3,000円を減額し、863万1,000円とするものです。本年度予定しております農業振興地域整備計画図定期変更業務の発注方針につきまして再検討を行い、2年間の業務として委託をさせていただくこととしました。本年度につきましては基礎調査及び基礎資料の作成を行い、来年度に関係機関との協議を経て計画書を取りまとめることといたしております。よって、来年度支払い相当額を減額するものでございます。

次に、2項農地費、2目土地改良費、1,167万3,000円を増額し、6,407万1,000円とするものでございます。多面的機能支払事業交付金額の確定により、当初予算では見込むことができませんでした施設の長寿命化のための活動に対する事業費を補正したものでございます。

以上でございます。

**○建設課長（浅野 覚君）** おめくりいただきまして、13ページです。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費では、補正額がございません。これは鍋田川線に係る事業費の財源更正によるものでございます。歳入のほうで申し上げましたが、交付金の額の確定によるものでございます。国庫支出金で275万円の減、一般財源で275万円を増額するというものでございます。

当初予算におきまして加路戸地区の未修繕区間約400メートル分を計上しておりました。一連区間の区切りとして、この区間につきましては当該年度一連で完成させたいということで、交付金の減額分を一般財源に巻きかえるというものでございます。実施に当たりましては、金額を精査いたしまして、請負差金を含め事業費の削減に努めますので、御理解いただきたいと思います。

続いて、2目道路新設橋梁費では、2,100万円を増額補正しまして、9,754万6,000円とするものでございます。これは雁ヶ地・福崎線の工事請負費で2,100万円を増額するものでございます。交付金の内示額決定による補正でございます。一層の

事業進捗を図りたいというものでございます。よろしく申し上げます。

以上です。

○危機管理課長（小島裕紹君） 8款消防費、1項2目非常備消防費では、116万6,000円を増額いたしまして、1,287万7,000円としようとするものでございます。消防団の年間の活動内容の見直しに伴いまして、団員に支給します年額報酬及び出勤報酬の額を増額しようとするものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 11款の予備費、1項1目予備費、このたび481万5,000円を追加いたしまして、615万5,000円とするものでございます。不慮の支出に備えまして、地方自治法に定める予備費でございます。

ページを、17ページ、18ページまでお願いいたします。

第2表で説明をいたしました債務負担行為の支出予定額に関する調書でございます。新たに農業振興地域の整備計画図の定期変更業務を追加するものでございます。

以上で一般会計補正予算の説明とさせていただきます。

○税務課長（藤井光利君） 続けて、議案第32号を説明させていただきます。

議案第32号、木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきますので、新旧対照表のところのまず1ページをごらんいただきたいと存じます。

○議長（伊藤好博君） 訂正についての理由と、提案理由説明もお願いいたします。

○税務課長（藤井光利君） それでは、木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定について、まず、提案理由のほうを申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、それから、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成30年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、本町税条例等の一部を改正する必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

それでは、説明をさせていただきますので、新旧対照表のところをごらんください。1ページをまずごらんください。

それと、先ほどお配りいたしました説明資料のほうもあわせてごらんいただけるといいと思います。

それでは、まず、第36条の2について説明をさせていただきます。

本件規定は、町民税の申告に関する規定で、今回の改正は字句の訂正が主なもので、配偶者特別控除額の次に、（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉徴収対象配偶者に係るものを除く。）を加えることについては、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しに係るものでございます。

続きまして、ページ2をごらんください。

第92条です。本規定は、製造たばこの区分に関する規定で、地方税法で製造たばこの区分に関する規定のうち、喫煙用の製造たばこの区分として、新たに加熱式たばこの区分が創設されたことなどにより第92条にこの規定を新設し、従来の第92条を第92条の2とする改正をするものでございます。

続きまして、第92条の2です。

本規定は、町たばこ税の納税義務者等に関する規定で、製造たばこの区分規定新設につき、町たばこ税の納税義務者等の規定は、第92条から第92条の2に変更する改正をするものでございます。

続きまして、第93条の2、本規定は、製造たばことみなす場合に関する規定で、みなし製造たばこに係る規定の整備を図るものでございまして、加熱式たばこに係る税制上の取り扱いを商品間で統一するため、製造たばこから分離された溶液部分についても製造たばことみなすこととする規定の新設をするものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。

第94条、本規定は、たばこ税の課税標準に関する規定で、紙巻きたばこの本数への換算方法の見直しに係る規定の整備を図るもので、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻きたばこに換算する方法などの規定の整備を、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行する改正の規定をするものでございます。

続きまして、ページ7をごらんください。

第95条、本規定は、たばこ税の税率に関する規定で、市町村たばこ税の税率を1,000本につき現行5,262円を5,692円とする改正で、3年間毎年引き上げるものでございます。

続きまして、第96条、本規定は、たばこ税の課税免除に関する規定で、第92条の条ずれに伴う措置で、今回の改正で第92条を第92条の2に変更するための改正をするものです。

続きまして、第98条、本規定は、たばこ税の申告納付の手續に関する規定で、第94条第1項に売り渡し等と定義語を置いたことによる規定の整備を図るものです。

続きまして、8ページをごらんください。

附則第10条の2、本規定は、法附則第15条第2項第1号の規定の条例で定める割合に関する規定で、固定資産税の課税標準の特例を定めたものでございまして、この改正については、第25項に定める法附則第15条第47項については、中小事業者などが生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までの期間内に、町の認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に対して課する固定資産税の課税標準の特例について定めるものでございます。

続きまして、第26項に定める法附則第15条の8第2項については、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に新築されたサービスつき高齢者向け住宅である貸し家住宅に課する固定資産税の課税標準の特例について定めるものでございます。

続きまして、9ページをごらんください。

附則第17条の2、本規定は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に関する規定で、租税特別措置法の改正に伴う条項がずれたもので、昭和63年から平成32年度までの個人の町民税の所得割について定めるものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、議案第33号、木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下段の提案理由ですが、介護保険法施行令の一部を改正する政令が平成30年4月1日から施行され、現行の所得指標である合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を控除した額等の改正がされたこと及び介護保険法施行令等の一部を改正する政令が平成30年8月1日から施行され、本条例が引用する条項の改正がされることから、これに基づく木曾岬町介護保険条例の一部を改正するについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由であります。

2ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

改正案にあります保険料率第2条第1項第6号において、租税特別措置法の各条項は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を合計所得金額から控除する見直しに伴い加えるものでございます。

3ページをごらんください。

上から6行目の第16条では、第2号被保険者のサービス利用の増加を踏まえ、第1号被保険者から第1号を削り、被保険者に改めるものでございます。

4ページをごらんください。

上から6行目の条項ではありますが、平成30年8月1日に施行される介護保険法施行令の一部改正に伴い、本条例に引用している条項が改正されることにより改めるものでございます。

1ページに戻っていただいて、附則であります、1、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成30年8月1日から施行する。

2、第1条の規定による改正後の第2条第1項第6号の規定は、平成30年4月1日から適用するものでございます。

簡単ではありますが、説明は以上です。

続きまして、議案第34号をお願いします。

木曾岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下段の提案理由ですが、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の平成30年4月1日施行に伴う関係政省令が改正され、認知症に関する施策の総合的な推進等の改正がされたことから、これに基づく木曾岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由です。

2ページの新旧対照表で説明させていただきます。

下から6行目の改正は、介護保険法第5条の2が1項のみから項が追加され、3項立ての条に改正されたことにより項を特定する必要が生じたため、法第5条の2第1項に改めるものでございます。

1ページに戻っていただいて、附則であります、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものでございます。

簡単であります、説明は以上です。

続きまして、議案第35号、木曾岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下段の提案理由ですが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成30年4月1日から施行され、放課後児童支援員の資格要件の拡大等の改正がされたことから、これに基づく木曾岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由であります。

2枚めくっていただいて、新旧対照表で説明させていただきます。

上から9行目の改正は、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許状を取得した者を対象とするため、改めるものでございます。

上から13行目の改正は、平成29年の地方からの提案等に関する対応方針を受け、放課後児童支援員の資格要件の拡大がされたことにより、同法第9号の高等学校卒業等について2年以上の実務経験を求めていることとのバランスを考慮した上で、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者を加えるものでござい

ます。

1 ページへ戻っていただいて、附則であります、この条例は公布の日から施行するものでございます。

簡単であります、説明は以上です。

**○危機管理課長（小島裕紹君）** 続きまして、議案第36号、木曾岬町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。

議案書でございますが、木曾岬町消防団に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするというものでございます。

下段の提案理由でございます。

木曾岬町消防団の報酬額につきましては、近隣市町の状況及び当消防団の活動内容、これらの見直しに伴いまして変更するものでございます。

木曾岬町消防団に関する条例の一部を改正するにつきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。このことから、この議案書を提出するというものでございます。

このたびの改正内容につきましては、去る3月14日に開催をされました全員協議会におきまして御報告させていただいた内容と同じものとなっておりますが、その具体的な内容につきましては、ページを2枚おめくりいただきました新旧対照表によって説明をさせていただきます。

第3条関係の第1号表につきまして、団長から団員まで各階級の年額報酬と再下段の1回当たりの出動報酬、それぞれの金額を表の右側、改正案に記載のとおり額に増額をしようとするものでございます。

1 ページに戻っていただきまして、改正条文の附則でございます。

この条例は公布の日から施行をし、平成30年4月1日から適用するとしていただいております。

簡単ではございますが、議案第36号、木曾岬町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

**○建設課長（浅野 覚君）** 続きまして、議案第37号です。

木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンター電気設備工事委託協定の締結についてでございます。

この議案は、当該電気設備の工事委託について下記のとおり協定を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

再下段の提案理由でございます。

当該電気設備工事を委託する協定の締結については、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

中段へ戻っていただきまして、1、協定の目的でございます。木曾岬町公共下水道事業東部地区クリーンセンター電気設備工事に関する委託でございます。内容につきましては、去る5月22日の全員協議会でも説明いたしましたが、東部地区クリーンセンターの適正かつ安定的な運転を確保、維持するため、老朽化した電気設備の更新を行うものでございます。

2番の協定金額、2億3,340万円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は1,728万8,888円でございます。協定金額の内訳としまして、年割りで平成30年度分が4,000万円、平成31年度分が1億9,340万円でございます。平成30年度分につきましては、本年度の当初予算として、また、平成31年度分につきましては債務負担行為として、さきの第1回定例会でお認めいただいた予算でございます。

3番の協定の相手方でございますが、東京都文京区湯島2丁目31番27号、日本下水道事業団理事長、辻原俊博でございます。日本下水道事業団は、下水道に関する多岐にわたる高度な専門技術を有すること、また、東部地区クリーンセンターにおきましても建設当時から設計や工事に携わっておりまして当町の下水道事業に精通しているといったことから、当該電気設備工事についても委託したいと考えているものでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤好博君） 事務当局の各議案の詳細説明が終わりました。

ただいま上程しましたそれぞれの議案の質疑は、6月13日に行います。

日程第13 報告第1号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第14 報告第2号 平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第15 報告第3号 平成30年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに平成29年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について

○議長（伊藤好博君） 続きまして、日程第13、報告第1号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第14、報告第2号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、日程第15、報告第3号、平成30年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに平成29年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について、3議案を一括上程し、これを議題といたします。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程第13、報告第1号か



ら日程第15、報告第3号までの報告事項3件の提案理由を御説明申し上げます。

日程第13、報告第1号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、平成29年度町一般会計補正予算（第5号）で繰越明許費の承認をいただきました中部幼稚園・保育園改修工事、地籍調査事業及び県営湛水防除事業において、繰り越した業務の内容が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、関係資料を添えて議会に報告をするものでございます。

次に、報告第2号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてでございますが、平成29年度町一般会計予算において、公用車の買いかえに伴い避けがたい事情により年度内に支出できない事例が発生いたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、関係資料を添えて議会に報告するものでございます。

次に、報告第3号、平成30年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに平成29年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告についてでございますが、本年の3月26日に開催されました木曾岬町土地開発公社の第98回理事会において、平成30年度の事業計画及び会計予算が可決されました。また、5月21日に開催されました第99回理事会においては、平成29年度の事業報告と会計決算の承認がされております。

土地開発公社の事務は、公有地の拡大の推進に関する法律の規定により、毎事業年度の事業計画及び予算、資金計画を策定し、土地開発公社の設立団体長に決算に係る財務諸表の提出が定められております。これを受けて、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、議会に報告をさせていただくものでございます。

以上、上程を賜りました報告事項3件の提案説明とさせていただきます。

なお、細部につきましては、この後、それぞれ所管課長から説明をさせていただきますので、十分な御審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○2番（伊藤厚紀君） 議長、2番。

○議長（伊藤好博君） 2番議席、伊藤厚紀議員、何の発言ですか。

○2番（伊藤厚紀君） 5分休憩願います。トイレへ行かせていただいてもいいでしょうか。

○議長（伊藤好博君） 自席を離れても結構です。

休憩を要望するの。

○2番（伊藤厚紀君） トイレへ行きたいんですけど、どうさせていただいたらよろしいでしょうか。

○議長（伊藤好博君） トイレへ行くなら行っていただいて結構ですが、休憩を要望するのやったら休憩の要望を出して……。

○2番（伊藤厚紀君） じゃ、トイレへ立たせていただきます。

○議長（伊藤好博君） それでは、ここで暫時休憩といたします。5分間休憩します。再開は11時20分といたします。

午前11時15分休憩

午前11時19分再開

○議長（伊藤好博君） 少し時間が早いようですが、休憩を解き、本会議に戻します。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 伊藤総務政策課長。

○総務政策課長（伊藤啓二君） それでは、報告第1号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明をさせていただきます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

これは、平成29年度予算を平成30年度に執行するために御承認を受けました繰越明許費の事業が確定しましたので、地方自治法の規定により、報告をさせていただくものでございます。

裏面の繰越明許費の繰越計算書をごらんいただきたいと思います。

3款の民生費、2項児童福祉費、3行目の事業名の欄、中部幼稚園・保育園改修工事は、幼稚園、保育園統合のための工事費として、また、5款農林水産業費、2項農地費、2行目の地籍調査認証事務支援業務及び3行目の県営湛水防除事業木曾岬2期地区の負担金、ここにつきましては、国の12月補正予算で追加採択を受けた事業費に対する執行予定額を3月定例議会に一般会計補正予算の第5号議案として審議いただきまして、繰越明許費の承認をいただいたものでございます。

おめくりをいただきまして、繰越計算書の明細書を提出させていただいております。繰越予算の執行における実行予算となります。内容につきましては補正予算説明時の事項別明細書と同様でございますので、確認をお願いいたします。

報告第1号の説明につきましては、以上でございます。

次に、報告第2号、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを説明させていただきます。

地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、平成29年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

さきに開催をされました全員協議会で報告がありましたとおり、平成29年度一般会計予算の公用車購入事業の執行に伴いまして、避けがたい事情により年度内に支出できない事例が発生をいたしましたので、平成30年度に執行するために事故繰越しとして、地方自治法の規定により、報告をするものでございます。

裏面の事故繰越し繰越計算書をごらんいただきたいと思います。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 行目の事業名の欄、公用車購入は、福祉健康課所有の機能訓練の送迎車の買いかえに伴いまして、年度内納期内で契約を締結いたしました、納入車両の登録検査に時間を要したことによりまして、平成29年度内の執行が不能となりまして、支出負担行為額234万2,000円全額を平成30年度に繰り越す執行が確定しましたので、このことにつきまして、地方自治法の規定により、事故繰越しとして報告をするものでございます。この財源は全て一般財源でございます。

おめくりいただきますと、事故繰越計算書の明細書を提出させております。事故繰越予算執行における実行予算となります。

まず、歳入では、一般財源234万2,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

下の歳出におきましては、4 款の衛生費、1 項の保健衛生費、5 目成人等保健事業費の1 2 節の役務費で、説明欄記載の手数料から自動車リサイクル料までの計9万3,000円を、1 8 節の備品購入費では公用車の購入費222万6,000円を、また、2 7 節の公課費では自動車重量税の2万3,000円の計234万2,000円全額を繰り越すものでございます。

報告第2号の説明につきましては、以上でございます。

次に、報告第3号でございます。

地方自治法の規定によりまして、平成30年度木曾岬町土地開発公社の会計予算並びに平成29年度木曾岬町土地開発公社の事業報告及び会計決算報告を説明するものでございます。

第98回の土地開発公社の理事会資料をごらんいただきたいと思います。

本年の3月26日に開催をされたものでございます。この資料の3ページ、4ページをお願いいたします。

平成30年度の事業計画でございます。

平成27年度の理事会で鍋田川工業団地の事業完了の承認をいただきましたので事業の清算を行いましたものですから、特段、平成30年度の事業計画はございません。

続いて、5ページをお願いします。

5ページは、平成30年度の会計予算の上程議案でございまして、この議案の6ページの第2条をごらんいただきたいと思います。

収入におきましては、第2款の事業外収益の1,000円、支出では、第2款の販売費及び一般管理費の34万1,000円を予定額と定めたものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の明細でございます。

上段の収入には、事業外収益の預金利息1,000円を計上いたしております。下段の支出におきましては、事業費用に開発公社の事務費といたしまして、委員の報酬、消耗品、

コピー代、郵送料、事業委託料、法人税等、合わせて計34万1,000円を計上したものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

平成30年度の資金計画でございます。

この中で、10ページにおきましては、この会計の予定損益計算書を示したものでございます。

また、11ページには、予定貸借対照表でございまして、この公社が保有いたします資産として997万8,000円の構成を示したものでございます。

12ページでございますが、これは財務指標の1つであります会計期間内の資金の動きを示した予定のキャッシュフローの計算書でございます。

第98回理事会で審議をされました平成30年度の事業計画と会計予算の報告につきましては、以上でございます。

続きまして、第99回木曾岬町土地開発公社理事会の資料をごらんいただきたいと思います。

この理事会におきましては、平成29年度の決算がまとまりましたことから、平成29年度の事業報告、会計決算報告を行うとともに、決算で生じた未処分利益剰余金の処分案について御審議をいただきましたので、報告をさせていただきます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

平成29年度の事業報告でございますが、第98回理事会でも申し上げましたとおり、平成27年度の理事会で鍋田川工業団地の事業の事業完了の承認をいただいたことによりまして事業の清算を行いましたので、特段の事業報告はございません。

また、平成29年度の理事会で行われました議決事項におきましては、5ページ、6ページに記載をさせていただいております。

また、7ページにおきましては、理事及び監事の役員の異動に関する事項が記載をされております。

続いて、10ページをごらんください。

平成29年度の土地開発公社の決算書でございます。

収益的収入及び支出のうち、収入第2款の事業外収益で預金利息の収入として55万5,000円の決算となっております。

11ページをごらんください。

支出におきましては、2款の販売及び一般管理費におきまして、理事・監事会の経費や書類の印刷代等の支出の決算でございまして、その額は合計で22万8,117円となっております。

12ページをごらんください。

12ページに示す資金運用表は土地開発公社の1年の資金運用の状況を示したものでござ

ございます。

次の13ページは、この決算の損益計算書を添付させていただいております。

14ページには、貸借対照表を添付させていただいておりますが、この会社の資産と負債と資本のバランスを示した財務諸表となっております。

15ページは、財産目録を添付させていただいております。

16ページをごらんください。

財務諸表の1つであります平成29年度内の資金の動きを示したキャッシュフロー計算書を添付させていただいております。

18ページをお願いいたします。

18ページにおきましては、この会計の決算に対する監事の監査意見を添付させていただきました。

続いて、20ページをごらんいただきたいと思います。

平成29年度の未処分利益の剰余金処分案でございます。

前年度の剰余金の残高565万8,503円から当該年度の純損失22万7,562円に補填をいたしまして、翌年度の繰越利益剰余金を543万941円とするものでございます。この処分案におきましては、理事会において承認をいただいたものでございます。

報告第3号の説明につきましては、以上でございます。

○議長（伊藤好博君） 事務当局の詳細説明が終わりました。

この議案に対しては報告案件であります。質疑は6月13日に行いたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

**午前11時32分散会**

○議長（伊藤好博君） 議員の皆様には慎重な御審議ありがとうございました。また、加藤町長を初め執行部の方々には、詳細な説明ありがとうございました。

なお、一般質問日は6月13日午前9時から再開されますので、出席を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。皆様、大変御苦労さんでございました。